

北海道の農業協同組合を めぐる情勢

令和5年7月

北海道農政部農業経営局
農業経営課

1 農協の現状

(1) 組織

① 農協数

総合農協数（信用事業の譲渡を行い業務の代理を行っている組合を含む）は、昭和30年度の357組合をピークに年々減少しており、近年は市町村域を超える広域合併が進展し、令和4年度末現在で99組合となっている。

（信用事業を譲渡した組合を含めると102組合）

なお、全国の活動農協数は563組合となっている。

（4年度末時点）

② 組合員数

組合員数全体は増加傾向にあったが、平成27年度の359,316人をピークに減少している。また、正組合員数は年々減少し、准組合員数も平成29年度の293,297人をピークに減少している。

1組合当たりの正組合員戸数は、農協合併により、一時増加したが、平成27年度以降は減少傾向にある。

③ 職員数

職員数は、長期的に減少傾向となっており、近年は1万2,500人前後で推移している。

職員1人当たりの正組合員戸数は、近年、減少傾向となっており、令和3年度は3.2戸となっている。

(2) 信用事業

貯金残高は増加傾向で推移しており、令和3年度は3兆7,216億円となっている。

貸出金残高は横ばいで推移しており、令和3年度は7,780億円となっている。

総合農協数の推移

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	H30	R元	R2	R3	R4
農協数	357	330	277	271	250	124	109	109	109	104	104	99

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：H17年以降は休止組合を除いた活動実態のある組合

注：R4年以降は信用事業を譲渡した組合は総合農協に含まない。

組合員数の推移

（単位：人、戸）

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
組合員数	210,660	188,721	211,707	243,641	312,700	331,922	359,316	351,842	347,817	343,440
うち正組合員数	193,028	167,678	146,985	135,681	108,647	82,859	66,806	62,470	60,445	59,244
うち准組合員数	17,632	21,043	64,722	107,960	204,053	249,063	292,510	289,372	287,372	284,196
正組合員戸数	173,949	150,583	117,450	101,823	82,697	63,221	48,442	43,804	41,980	39,305
1組合当たり 正組合員戸数	487	456	424	375	331	506	444	402	385	378

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：H7以前は個人、H17以降は個人と法人の合計

職員数の推移

（単位：人、戸）

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
職員数 (1組合当たり)	8,033 (22.5)	14,520 (44.0)	17,766 (64.1)	18,705 (69.0)	18,216 (75.6)	14,119 (113.0)	12,555 (115.2)	12,377 (113.5)	12,465 (114.4)	12,265 (117.9)
1職員当たり 正組合員戸数	21.6	10.4	6.6	5.4	4.5	4.5	3.9	3.5	3.4	3.2

資料：農林水産省「総合農協統計表」

信用事業の推移

（単位：億円）

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
貯 金	189	1,066	5,931	12,265	22,440	27,446	32,986	35,368	36,534	37,216
貸 出 金	246	894	4,229	8,507	8,886	9,171	8,303	7,816	7,764	7,780

資料：農林水産省「総合農協統計表」

(3) 購買事業

生産資材は、飼料・肥料・農機具などが中心で、供給高は増加傾向にあり、令和3年度は4,884億円となっている。

生活物資の供給高は、大型店の新規出店による競争の激化に伴い、購買店舗が撤退するなどの影響から減少傾向となっているが、令和3年度は燃油価格の高騰などにより前年より増加し、403億円となっている。

(4) 販売事業

販売品取扱高は、豊凶作のばらつきがあるものの、近年は1兆円台で推移しており、令和3年度は1兆1,255億円となっている。

(5) 共済事業

長期共済保有高・新規契約高ともに、平成7年度以降、減少傾向にあり、令和3年度はそれぞれ6兆5,728億円、4,027億円となっている。

(6) 財務

① 資金調達と運用

1 組合当たりの資金調達（負債・資本の合計）は、貯金などの増加により、増加傾向となっている。

1 組合当たりの資産運用を見ると、前年に比べ預金、貸出金ともに増加している。

購買事業の推移

(単位：億円)

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
生産資材	149	457	2,718	4,022	4,160	4,130	4,384	4,631	4,476	4,884
生活物資	53	231	1,060	1,818	1,632	769	462	412	374	403

資料：農林水産省「総合農協統計表」

販売事業の推移

(単位：億円)

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
米	209	643	1,869	2,115	1,869	1,060	1,090	1,076	1,122	987
農産物	145	414	1,469	3,692	3,844	3,613	3,883	3,742	3,875	4,000
畜産物	26	233	1,497	3,189	3,396	4,025	5,527	6,203	6,163	6,268
合 計	380	1,290	4,835	8,996	9,109	8,698	10,500	11,020	11,160	11,255

資料：農林水産省「総合農協統計表」

共済事業の推移

(単位：億円)

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3
長期共済保有高	145	1,462	14,563	58,651	107,830	98,723	75,111	68,325	66,954	65,728
新規契約高	79	306	3,728	5,582	9,488	7,576	4,359	4,977	4,481	4,027

資料：農林水産省「総合農協統計表」

注：S40年までは満期共済金額、S50年以降は保障額

1 組合当たりの資産・負債の推移

(単位：百万円)

年 度	S30	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R元	R2	R3	
資 産	信用事業資産	76	490	2,790	6,645	10,342	23,002	31,438	33,651	34,725	37,190
	うち預金	32	188	1,192	3,272	6,176	15,121	23,232	25,865	27,133	29,256
	うち貸出金	41	289	1,536	3,139	3,687	7,337	7,617	7,171	7,123	7,481
	経済事業資産	27	86	492	582	718	1,453	1,987	2,103	2,012	2,166
	固定資産	46	73	323	636	822	1,818	1,958	2,185	2,164	2,302
資産計	150	649	3,660	7,956	12,334	27,454	37,352	39,926	41,048	43,906	
負 債	信用事業負債	87	530	2,959	6,582	10,262	23,156	31,473	33,589	34,581	36,843
	うち貯金	50	345	2,141	4,895	9,311	21,957	30,262	32,448	33,518	35,785
	うち借入金	35	174	805	1,471	652	912	989	912	881	873
	経済事業負債	17	53	292	273	423	863	1,084	1,082	1,118	1,352
	負債計	136	599	3,431	7,314	11,292	24,880	33,712	35,807	36,798	39,323
資 本	14	50	229	642	1,042	2,573	3,640	4,119	4,251	4,583	
負債・資本の合計	150	649	3,660	7,956	12,334	27,454	37,352	39,926	41,048	43,906	

資料：農林水産省「総合農協統計表」

② 損益

1組合同当りの事業総利益は、農協合併の進展により増加し、近年は横ばいで推移している。

部門別では、信用・共済・購買・販売の各事業において、安定的に利益を上げている。

1組合同当りの損益

(単位：百万円)

年 度	S 30	S 40	S 50	S 60	H 7	H17	H27	R元	R 2	R 3
事業総利益(A)	10	40	253	492	641	1,027	1,154	1,140	1,157	1,218
うち信用事業	1	7	39	118	144	208	217	226	214	216
うち共済事業	-	1	12	50	82	144	139	130	124	131
うち購買事業	4	18	127	189	224	292	287	291	308	321
うち販売事業	2	7	35	67	85	177	230	241	242	261
事業管理費(B)	11	37	233	437	614	956	980	992	976	1,033
事業利益 (A)-(B)	-1	3	20	55	27	71	174	148	182	185
経常利益	0	3	26	80	53	101	204	188	219	228
当期剰余金	0	3	27	50	37	76	165	131	169	182

資料：農林水産省「総合農協統計表」

(7) 合併の状況

農協改革が進む中、JAグループ北海道は、農協自らが協議して進める農協合併の動きを支援しており、令和5年3月末現在で102農協（うち中央会会員101農協。信用事業を譲渡した組合を含む。）となっている。

なお、令和4年度には、道南の新函館農協と北檜山町農協、宗谷管内の北宗谷農協と稚内農協で合併が行われた。

また、令和5年10月には、石狩管内の札幌市農協と石狩市農協の合併が予定されている。

合併の状況

年 度	合 併 農 協 名 (合併参加農協数)
H 6	若松(2)
H 8	標茶町(2)、おうむ(2)、ようてい(8)
H 9	北渡(3)、たきかわ(3)、ビンネ(3)、新砂川(2)、旭川市神居(2)、新おたる(5)、伊達市(3)
H10	札幌市(5)、北石狩(4)、えんゆう(2)
H11	美深(2)、ひやま南(5)、オホーツク網走(2)、南富良野町(2)、きたそらち(8)、東宗谷(2)
H12	摩周湖(2)、旭川市(2)、きょうわ(4)、丸瀬布町(2) ぶらの(6)、とまこまい広域(6)、道央(5)、たきかわ(2)、いわみざわ(2)、標津町(2)、天塩町(3) オホーツクはまなす(4)
H13	阿寒(2)、新函館(13)、南るもい(3)、あさひかわ(4) 湧別町農協(3)
H14	きたみらい(8)、北いぶき(3)、たいせつ(2)、清里町(2)
H15	帯広市川西(2)、釧路太田(2)、北はるか(3)、オロロン(3)、北ひびき(5)、東神楽(2)、平取町(2)
H16	道北なよろ(3)
H17	足寄町(2)
H18	えんゆう(3)、釧路丹頂(4)
H19	上川中央(2)、オホーツク網走(2)
H20	そらち南(2)、北宗谷(2)、南宗谷(2)
H21	道東あさひ(4)
H23	北オホーツク(2)
H26	びらとり(2)
R 2	るもい(4)、東宗谷(2)、十勝池田町(2)
R 4	新函館(2)、北宗谷(2)

(8) 全国との比較

①総合農協数の推移

北海道の総合農協数は、令和4年度末現在で99組合となっており、昭和30年度の約3分の1となっている。全国の総合農協数は、令和4年度末現在で563組合となっており、昭和30年度の約20分の1となっている。

②北海道と都府県の1組合当たりの比較

北海道の正組合員数は、都府県の約15分の1となっており、都府県に比べ組織規模は小さく、貯金残高は、都府県の約6分の1となっている。

一方、購買供給高は、都府県の約1.3倍、販売取扱高は都府県の約1.5倍となっており、北海道では購買・販売部門の比重が都府県と比べ、高くなっている。

③北海道と都府県の正組合員1戸当たりの比較

北海道の正組合員1戸当たりの購買供給高は都府県の約25倍、販売取扱高は都府県の約29倍となっている。

総合農協数の推移

年 度	S30	S50	H7	H17	H27	R元	R2	R3	R4
北海道	357	277	250	124	109	109	104	104	99
全 国	12,985	4,942	2,635	901	691	627	598	585	563

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」、北海道農政部調べ

注：R4年以降は信用事業を譲渡した組合は総合農協に含まない。

北海道と都府県の1組合当たりの比較（令和3事業年度、単位：人、百万円）

区 分	正組合員数	貯金残高	購買供給高	販売取扱高
北海道	570	35,785	5,084	10,822
都府県	8,514	225,159	3,912	7,143
道/都府県	0.07	0.16	1.30	1.52

資料：農林水産省「総合農協統計表」

北海道と都府県の正組合員1戸当たりの比較（令和3事業年度、単位：千円）

区 分	購買供給高	販売取扱高
北海道	13,452	28,635
都府県	543	992
道/都府県	24.8	28.9

資料：農林水産省「総合農協統計表」

2 今後の対応方向

(1) 農協改革の議論

平成28年4月に農業協同組合法が改正され、農協は、農業者自らが設立した組織として農業者の所得向上に最大限取り組むことを旨とし、農業の成長産業化に向けた農協改革の一層の推進を図ることとされた。

J Aグループ北海道では、平成26年11月に「改革プラン」を策定して自己改革を進めており、道は、平成30年度から国の監督指針に基づく「農協との対話」を実施するなどして自己改革を促進してきた。

その後、国は、令和3年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、同年12月に監督指針を改正し、農協が組合員との対話を通じた自己改革を実践していくための「3つの方針」を総会で決定し、方針や事業計画等に基づく具体的な取組を実践するとともに、PDCAサイクルを構築することとした。

こうした動きを踏まえ、J Aグループ北海道は、令和3年11月に開催した第30回J A北海道大会において、将来ビジョン「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」の達成に向けた取組を進めていくことを決議し、自己改革を継続していくこととした。

国では、J Aグループによる自己改革の進展に対して一定の評価を行うとともに、今後の組合経営の持続性を課題として、引き続き自己改革を促進することとしており、道は、農協の運営が健全かつ適切に行われるよう、関係機関・団体と連携し、経営基盤の強化に向けた指導・監督に取り組むとともに、国による農協改革の方向性（3つの方針）に基づき、農協の自己改革の更なる進展を促すこととしている。

(2) 法令等遵守態勢の強化・不祥事の未然防止・再発防止

農協における不祥事件の発生は、組合員に対し損害を与え、その信頼を損ねるのみならず、農協系統組織全体に対する社会的信用の失墜を招くことにも繋がりがかねない。

不祥事件の発生を未然に防止するためには、農協が組織全体として法令等の遵守体制を強化することが重要であるとともに、万が一不祥事件が発生した場合には、発生原因の徹底的な究明と監督者を含めた責任の追及を厳格に行い、適確な再発防止策を講じることが求められる。また、農協において、適切な事務を確保するため、内部けん制体制や内部監査体制など農協の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

道では、不祥事件が発生した際、農協に対し、これらの対応を適切に行うよう指導するとともに、必要に応じて農業協同組合法に基づく報告徴収命令などの監督権限を行使し、農協の適正運営を指導監督を行っていく。

(3) 農業経営基盤の強化

農家戸数の減少による正組合員数の減少やマイナス金利政策下における信用事業収益の確保など、組合経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、農協が総合事業体として機能を発揮するためには、経営基盤の強化に向けた取組が必要である。

道では、農協の運営が健全かつ適切に行われるよう、「農業協同組合経営体質強化指導事業」により関係機関・団体と連携し、経営基盤の強化に向けた指導・監督に取り組んでいる。

(4) その他（検査指摘事項の改善指導）

道では、農業協同組合法に基づき、農協に対して検査を実施しており、検査で指摘した改善を要する事項については、農協が改善の必要を認識し、自ら改善に取り組むことが重要であるため、農協から発生原因や改善・対応策、その後の改善状況の報告を定期的に求め、適正な組合運営に向けた指導を行っている。